

入札説明書（妙高森林事務所修繕工事）

上越森林管理署の令和8年度妙高森林事務所修繕工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1 公告日 令和8年9月7日

2 支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二

3 工事概要等

(1) 工 事 名 令和8年度妙高森林事務所修繕工事

(2) 工事場所 新潟県妙高市原通 13

(3) 工事内容 詳細は工事内訳書のとおり

(4) 工事区分 建築一式工事

(5) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

(6) 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。

なお、電子入札によりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び提出期間は、次のとおりである。

・受付窓口：入札公告3の(2)のイに同じ。

・提出期間：入札公告3の(2)のアによる。

(7) 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったものに限る。

(8) 本工事は、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び令和8年8月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tisan/20140421_1.html

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8年度の関東森林管理局における建築一式工事に係るＣ等級又はＤ等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年度間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事：建物の新築・改修工事全般

(5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ア １級若しくは２級建築施工管理技士、又は１級若しくは２級建築士の資格を有する者であ

ること。

イ 1人以上の者が(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

(6) 申請書、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(9) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、新潟県内に所在すること。

(10) 警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4の(7)の「上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・該当なし

(2) 上記4の(8)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

競争参加資格確認申請書等の様式は、関東森林管理局ホームページ「入札における競争参加資格確認申請書の様式」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>からダウンロードすることができる。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該認定を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて 4 の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期限：入札公告 3 の(2)のアによる。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(別紙様式 1 及び 1-2)、「競争参加資格確認資料」(別紙様式 2~4)をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、合計のファイル容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール(電子メール送信容量は、1 通知につき 7 MB 以内とする。以下同じ。)で提出すること(提出期限必着。)。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面(様式自由。)を電子入札システムより、競争参加資格確認申請書・資料として送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールにより提出する申請書及び資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

エ 提出期間：入札公告 3 の(2)のアに同じ。

オ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金を加えた郵便料金の切手を貼った長形 3 号封筒を提出書類と併せて提出すること。

(2) 提出された申請書及び資料の差し替え及び再提出は、受付期間内において申し出ることができる。

(3) 申請書は別紙様式 1 により作成し、令和 7・8 年度に係る一般競争(指名競争)資格確認通知書の写し及び別紙様式 1-2 の営業所一覧表を添付すること。

(4) 申請書に係る資料は次により作成すること。

ただし、アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任技術者の資格・同種工事の経験については、工事が完成し、引き渡し済みのものに限り記載すること。

ア 同種工事の施工実績(別紙様式 2)

上記 4 の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を 1 件記載すること。

イ 配置予定の主任技術者の資格・同種工事の経験(別紙様式 3)

(ア) 上記 4 の(5)に掲げる資格があるときを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験(1 件のみ。)、申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他工事の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置については、従事案件における発注者の意向を踏

まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする事は差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに書面により入札辞退を行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者を変更（16. 参照）できるものとする。

(イ) 配置予定技術者の資格者証の写し又は実務経歴を添付すること。

ウ 工事成績評価（別紙様式 4）

省略（評価の記載は省略可能だが、別紙様式 4 は申請書に添付すること）

エ 契約書等の写し

アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任技術者の資格・同種工事の経験において、施工実績等として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容によりア、イを確認できる場合は、工事カルテの写し又は「竣工登録工事カルテ受領書」（工事名等が確認できる部分。）の写しを提出すれば、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「工事実績情報システム（CORINS）」に登録のない工事及び「工事実績情報システム（CORINS）」において工事内容を確認できない工事（簡易 CORINS）で登録した工事等）にあつては、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び配置予定技術者の従事実績）を確認できる書類（契約書、変更協定書、合格通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書）の写しを添付すること。

また、CORINS の登録もなく契約書等を紛失したものにあつては施工証明書（別紙様式 2-1）を提出すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(5) 競争参加資格の確認については、申請書及び資料の提出期限日をもって行う。ただし、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に競争参加資格があると認めた者が関東森林管理局長からの指名停止を受けた場合、当該者に対する資格確認通知書を取り消し、競争参加資格がないことを通知する。

(6) 申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して 7 日以内に競争参加資格の確認結果を通知する。

(7) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が、競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和 8 年 10 月 14 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の 16 時まで（紙入札方式の場合は、12 時から 13 時までを除く。）。

イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(2) 分任支出負担行為担当官は、(1)の説明を求められたときは、(1)のアの最終日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含めない。）に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(3) (1)の理由を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：回答日より1ヶ月間。

イ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html>

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対し、次に従い、書面（様式自由。）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

イ 提出先：(1)のイに同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

8 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) 本入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 提出期間：令和8年9月7日から令和8年10月15日まで

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（12時から13時を除く。）。

イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（様式自由。）。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和8年10月19日から令和8年10月22日まで、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告4の(3)のアによる。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(2) 持参による入札の場合は、入札公告4の(3)のイによる。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び、代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告4の(3)のウによる。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、宛名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入札した者については、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書は様式自由とするが、記載にあたっては、関東森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-uchiwake.html>を参照し作成すること。

ア 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、工事費内訳書のフィールドの容量が 10MB を超える場合には、次の(イ)によること。

(イ) 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着。）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由。）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- a 電子メールで提出する旨の表示
 - b 書類の目録
 - c 書類のページ数
 - d 送信年月日、会社名、担当者及び電話番号
- 電子メールの送付先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6 の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、宛名及び工事名を記載し、記号及び記名（電子入札シ

システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(4) 当該工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入等の不備があるときは、関東森林管理局署等競争契約入札心得第7条第1項第11号に該当する入札として、当該入札を無効とする。

(5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

13 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。紙入札方法による場合にあっては、競争参加者又は代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札を取り消すものとする。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)において、最低価格の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が森林管理局長等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）に100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

16 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内。

イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から令和10年3月31日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)

イ 閲覧場所：上記(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期間：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内。

イ 提出先：上記(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる(提出期限必着。)

(5) 苦情の再申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

17 配置予定技術者の確認

落札決定後、「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者を変更できるものとする。

(1) 病気、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。

(2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。

(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

18 契約書作成の要否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。落札決定後は電子契約システムによる手続きを開始することとなるので、あらかじめ利用者登録を行っておくこと。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする(落札者が決定したときは、遅滞なく(7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。))契約書の取りかわしをするものとする。))。

19 支払条件

(1) 前金払：有

(2) 中間前金払及び部分払：無

20 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、上記6の(4)のイの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること(6の(4)のイのただし書きの場合を除く。))。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から18時まで稼働している。

(4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・システム操作、接続確認等の問合せ先

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）

電 話：048-254-6031

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事施工管理基準については、「治山林道必携（積算・施工編）」を参照すること。
森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事施工管理基準、治山工事共通特記仕様書は、以下の関東森林管理局のホームページを閲覧すること。
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>
また、関東森林管理局等競争契約入札心得は関東森林管理局のホームページを閲覧すること。
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>
- (7) 国有林野事業工事請負契約約款を交付されていない者は、関東森林管理局ホームページ
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html> の「各種約款等」からダウンロードし取得するか、上越森林管理署において受領すること。
- (8) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。
- (9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙（紙契約方式への変更承諾願 記載例）

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
上越森林管理署長 松井 章二 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の令和8年度妙高森林事務所修繕工事について、電子契約システムを利用した契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。